熊谷市監査委員公告第１３号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和８年１１月２０日

熊谷市監査委員　富　井　晴　夫

熊谷市監査委員　沼　上　政　幸

令和８年度上下水道部定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

経営課、水道課、下水道課

⑵　対象事務

令和７、８年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務

ア　必要な帳簿類は整備されているか。

イ　帳票等と現金を突合しているか。

ウ　納入の通知は適正に行われているか。

エ　債権の適正な管理が行われているか。

⑵　契約事務

ア　安易な随意契約を採用していないか。

イ　完了報告を漏れなく受領しているか。

ウ　検査結果通知書等は作成されているか。

エ　履行確認、支出等は契約書等に基づき適正に行われているか。

⑶　負担金

ア　公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。

イ　負担効果の点より整理すべきものはないか。

⑷　工事

ア　工事の実施は計画的に行われているか。

イ　業者選定方法は適正か。

⑸　財産管理

ア　備品購入後速やかに備品登録がされているか。

イ　返納手続をせずに処分していないか。

⑹　その他

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

【主な監査項目】

(1)　収入事務

ア　現金出納簿

イ　切手、為替、小切手、金券、商品券等管理簿

ウ　水道料金の徴収に関する書類

エ　下水道使用料の徴収に関する書類

オ　農業集落排水施設使用料の徴収に関する書類

カ　水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の不納欠損処分に関する書類

キ　設計審査手数料

ク　受益者負担金

(2)　契約事務

ア　水道料金等未収金回収業務委託

イ　西部給水区配水管ボールピグ洗浄作業・管内カメラ調査業務委託

ウ　西部給水区配水管洗浄作業業務委託

エ　路面下空洞化調査業務委託

(3)　負担金

埼玉県下水道協会会費

(4)　工事

ア　東部浄水場管理棟事務室等照明器具更新工事

イ　西別府地内配水管改良工事

ウ　（仮称）道の駅「くまがや」　下水道整備工事

(5)　財産管理

備品台帳一覧表

(6)　その他

ア　出勤簿

イ　時間外勤務集計データ

ウ　準公金関係書類

エ　熊谷市水道事業毒物劇物危害防止規定及び薬剤等についての管理簿

5　監査の実施場所及び期間

(1)　実施場所

監査委員事務局、経営課、水道課、下水道課、水道庁舎３階会議室

(2)　監査期間

令和８年５月１４日から令和８年６月２９日まで

6　監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 収入事務

指摘事項なし。

(2) 契約事務

路面下空洞化調査業務委託について、随意契約とする根拠法令が起案書に明記されていなかったので、熊谷市水道事業及び下水道事業契約規程に基づき、適正な事務処理を行うべきである。【下水道課】

(3) 負担金

指摘事項なし。

(4) 工事

指摘事項なし。

(5) 財産管理

指摘事項なし。

(6) その他

準公金について、立替払いされているものが見受けられたので、熊谷市準公金取扱要綱に基づき、適正な会計処理を行うべきである。【下水道課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

滞納の未然防止及び債権回収の強化について

水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の滞納の未然防止については、他の納付方法より収納率の高い口座振替やクレジットカード払いが効果的である。これらの利用促進に向けた強化月間を設定するなど、納期内納付の推進及び収納率の更なる向上に努められたい。

また、上下水道部所管の債権については、使用者負担の公平性の観点から、滞納の早期解消に向け、所管課が積極的に滞納整理に取り組むとともに、納税課債権管理係との連携を一層強化し、未収金の縮減に取り組まれたい。

令和８年度出納室定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

出納室

⑵　対象事務

令和７、８年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務

ア　必要な帳簿類は整備されているか。

イ　帳票等と現金を突合しているか。

⑵　支出事務

ア　違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ　予算目的に反する支出はないか。

⑶　契約事務

ア　安易な随意契約を採用していないか。

イ　完了報告を漏れなく受領しているか。

ウ　検査結果通知書等は作成されているか。

エ　履行確認、支出等は契約書等に基づき適正に行われているか。

⑷　財産管理

ア　備品購入後速やかに備品登録がされているか。

イ　返納手続をせずに処分していないか。

⑸　その他

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

【主な監査項目】

⑴　収入事務

ア　現金出納簿

イ　切手、為替、小切手、金券、商品券等管理簿

ウ　その他の雑入

(2)　支出事務

会計業務経費「器具購入費」

(3)　契約事務

ア　収入金集計事務業務委託

イ　財務会計システム口座振替名寄せ対応プログラム作成業務委託

(4)　財産管理

備品台帳一覧表

(5)　その他

ア　出勤簿

イ　時間外勤務集計データ

5　監査の実施場所及び期間

(1)　実施場所

監査委員事務局、出納室、議会棟第一委員会室

(2)　監査期間

令和８年６月１０日から令和８年７月２９日まで

6　監査の結果

監査の結果、改善すべき点は認められなかったが、今後も適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

令和８年度福祉部定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

福祉総務課、生活福祉課、長寿いきがい課、障害福祉課

⑵　対象事務

令和７、８年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務

ア　必要な帳簿類は整備されているか。

イ　帳票等と現金を突合しているか。

ウ　納入の通知は適正に行われているか。

エ　債権の適正な管理が行われているか。

⑵　支出事務

ア　違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ　予算目的に反する支出はないか。

⑶　契約事務

ア　安易な随意契約を採用していないか。

イ　完了報告を漏れなく受領しているか。

ウ　検査結果通知書等は作成されているか。

エ　履行確認、支出等は契約書等に基づき適正に行われているか。

⑷　負担金

ア　公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。

イ　負担効果の点より整理すべきものはないか。

⑸　補助金

ア　交付に当たって根拠等審査は適正か。

イ　実績報告書を提出させているか。

ウ　補助金の支出や精算が規則等に基づき適正に行われているか。

⑹　財産管理

ア　備品購入後速やかに備品登録がされているか。

イ　返納手続をせずに処分していないか。

⑺　指定管理に関する事務

協定書等に基づき適正に行われているか。

⑻　その他

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

【主な監査項目】

⑴　収入事務

ア　現金出納簿

イ　切手、為替、小切手、金券、商品券等管理簿

ウ　社会福祉協議会補助金返還金

エ　生活保護費返納金（過年度分含む）

オ　中国残留邦人支援費返納金

カ　老人ホーム入所者費用徴収金

キ　その他の雑入

⑵　支出事務

生活保護業務経費「印刷費」

⑶　契約事務

ア　避難行動要支援者個別避難計画作成業務委託

イ　低所得者等追加支援給付金給付事業封筒・記入例等印刷封入業務委託

ウ　生活保護システム標準化対応業務委託

エ　ふとん乾燥サービス事業に係る業務委託

オ　障害児者生活サポート事業「印刷費」

⑷　負担金

埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会負担金

⑸　補助金

ア　熊谷市社会福祉団体振興補助金

イ　熊谷市地域福祉基金補助金

ウ　熊谷市障害者福祉団体等振興補助金

⑹　財産管理

備品台帳一覧表

⑺　指定管理に関する事務

ア　熊谷市立老人憩の家荒川荘の管理に関する協定書

イ　熊谷市立障害福祉会館の管理に関する協定書

⑻　その他

ア　出勤簿

イ　時間外勤務集計データ

ウ　準公金関係書類

5　監査の実施場所及び期間

(1)　実施場所

監査委員事務局、福祉総務課、生活福祉課、長寿いきがい課、障害福祉課、６０３会議室東

(2)　監査期間

令和８年８月５日から令和８年９月３０日まで

6　監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1)　収入事務

指摘事項なし。

(2)　支出事務

指摘事項なし。

(3)　契約事務

ア　低所得者等追加支援給付金給付事業封筒・記入例等印刷封入業務委託について、引受書が通知されていないものがあったので、熊谷市標準委託契約約款に基づき、適正な事務処理を行うべきである。　【福祉総務課】

イ　障害児者生活サポート事業「印刷費」について、随意契約とする根拠法令及び理由が起案書に明記されていなかったので、熊谷市契約規則第２条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。　【障害福祉課】

(4)　負担金

指摘事項なし。

(5)　補助金

指摘事項なし。

(6)　財産管理

備品について、所管換えがされていないもの及び既に廃棄済みの備品が台帳に掲載されているものが見受けられたので、熊谷市物品管理規則第２０条及び第２６条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【生活福祉課、長寿いきがい課、障害福祉課】

(7)　指定管理に関する事務

熊谷市立老人憩の家荒川荘の管理に関する協定書について、定期報告の提出、指定管理制度におけるモニタリングの実施及び報告等の提出に遅滞が見受けられたので、協定書第１０条及び第１４条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。　【長寿いきがい課】

⑻　その他

熊谷市民生委員児童委員協議会の会計処理において、支出伝票の起案日が支出後となっていたものが見受けられたので、熊谷市準公金取扱要綱に基づき、適正な事務処理を行うべきである。　【福祉総務課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7　意見

⑴　「ねんりんピック彩の国さいたま２０２６」について

熊谷市は、「ねんりんピック彩の国さいたま２０２６」において、ソフトテニス及びラグビーフットボール交流大会の会場市として、選手が競技に集中できる環境を整えるとともに、安全かつ円滑な大会運営を行うことができた。このことは、埼玉県や地域企業等との緊密な連携によるところが大きく、特に、本市特産物等を活用した心のこもった「おもてなし」は全国に発信できたものと考える。

本大会は、スポーツ、文化等を通じ、シニア世代の健康づくりや生きがいの高揚を図るとともに、世代を超えた交流や高齢者への敬意が育まれるなど、地域社会全体の健康意識と活力を高める貴重な機会となった。

今後は、市政宅配講座などを活用し、本市の出場選手が、大会で得た経験や健康づくりの知見等を次世代に生かすことができる取組を検討されたい。

⑵　生活保護費返還金等の債権管理について

生活保護費等国庫負担金については、適正な管理が行われていない生活保護費返還金等の債権に係る不納欠損額があった場合、国庫負担金の対象とならないとされており、他の自治体では、適正な事務処理が行われなかったことにより国に請求できなかった事案が見受けられる。

本市において同様のことがないよう、引き続き、督促、催告及び納入指導等を行うとともに、進捗確認を踏まえた適正な債権管理を徹底されたい。